

随意契約（相手方指定）調書

件 名	東日暮里ふれあい館屋外排水設備改修工事	No.5100192
工（納）期	令和8年3月13日	
契約締結日	令和7年12月8日	
契約金額	9,154,200円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社新光設備 (法人番号：4012801010081)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備 考	

業者選定理由書

件 名	東日暮里ふれあい館屋外排水設備改修工事
指名業者 (案)	名称 株式会社新光設備 所在地 東京都東大和市清水五丁目1086番地の4 代表者 代表取締役 織戸 貴尋
特命理由	本件は、東日暮里ふれあい館の污水枠及び屋外排水管を改修する工事である。 確実な契約締結に向け発注標準を拡大し、地域要件は不問とし、対象等級を区内業者はA2等級～等級なし、区外業者はA2等級まで拡大のうえ入札を行ったところ、申込のあった6社のうち3社が辞退し、2社が不参加、1社が予定価格超過のため無効となり不調となった。 上記業者は、予定価格内で履行が可能であるにも関わらず、入札金額の誤認により予定価格を超過した金額で入札したことから、仕様及び予定価格の見直しは行わず、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)